

プライバシー影響評価（PIA）の実施について

1 背景・目的

茅野市では、「第6次茅野市総合計画」において、まちづくりの基本となる手法の1つとして、「DX・アナログの再構築（あり方、やり方の見直し、再構築、デジタル技術の導入）」を位置づけ、庁内各部課局においてパーソナルデータを取り扱うデジタルサービスの導入が進んでいます。

また、令和4年度に導入した都市OSを活用し、今後新たなサービスや価値の創造を目指していく中で、パーソナルデータの利活用は必須となることから、パーソナルデータの取扱いに係るリスク管理と情報提供者（ユーザー＝市民）への説明責任を果たすことが求められています。

このような状況を受け、令和7年4月に公表しました「茅野市DX基本計画」では、DXを推進する上での共通認識（あいことば）の1つに“透明性の確保”を掲げ、パーソナルデータを取り扱うサービスを提供する場合には、プライバシー影響評価（＝PIA：Privacy Impact Assessment）を実施することをルール化しています。

以上の経過を踏まえ、ここで、「JISX9251（ISO/IEC29134）情報技術－セキュリティ技術－プライバシー影響評価のためのガイドライン」の考え方に準拠し、茅野市DX推進協議会・データガバナンス部会の専門家にも確認をいただきながら、「プライバシー影響評価実施手順書（以下「実施手順書」とします。）を作成しました。この手順書に基づき、茅野市としてPIAの実施に取り組むことで、市民が安心してサービス利用できる環境を整えたいと考えています。

2 PIAの概要

（1）PIAとは

あるサービスにおいて想定される「パーソナルデータの取得⇒利用⇒保管⇒廃棄」の各プロセスにおけるリスク分析、評価、対応検討を行う手法で、サービスの導入前に実施することが推奨されている取組

（2）PIA実施対象サービス

自身がパーソナルデータの提供や活用に承諾をして利用する、以下の民間サービスを対象に実施します。

- ① 都市 OS 及び都市 OS に接続するサービス
 (例) のらぎあ、Me11+, 小児オンライン相談アプリ、母子モなど
- ② 都市 OS に接続しないが、個人に関する情報（パーソナルデータ）を扱う等
 茅野市が PIA 実施を必要と判断するサービス
 (例) 施設予約システムなど

(3) 評価方法

- ・ 実施手順書に基づき、影響度（取り扱うプライバシー情報に漏えいや改ざんが生じた場合、どれほどの影響が生じるか）と起こりやすさ（取り扱うプライバシー情報の漏えいや改ざんがどの程度起こり得るか）により評価します。

総合評価のマトリクス

影響の大きさ	4 甚大	B:リスク小	C:リスク中	D:リスク大	
	3 重大	B:リスク小		C:リスク中	
	2 限定的	A:リスク微小			
	1 無視できる				
	1 無視できる	2 起こりにくい	3 起こり得る	4 容易に起こり得る	
	起こりやすさ				

総合評価	内容
D:リスク大	事業・サービスは原則実施不可。なお、実施する場合は、事業者による追加的な対策の実施や、改善要求の履行を「必須」とする。
C:リスク中	事業・サービスは実施可。なお、実施に当たっては、事業者による追加的な対策の実施や、改善要求の履行を「推奨」する。
B:リスク小	事業・サービスは実施可
A:リスク微小	事業・サービスは実施可

(4) 結果の公表

- ・ PIA の実施結果は市ホームページで公表し、市民等が当該サービスの利用にあたって、より適切な意思決定が行えるよう、透明性の確保に努めます。

3 各担当課で実施していただく事項

- ・ PIA はサービス導入を行う課が主体となり実施します。
- ・ DX 推進課は、制度全体の担当課として、伴走支援を行います。

(1) PIA 実施対象サービスを新規に導入する場合（プロポーザルを想定）

- ・ PIA の実施対象となるサービスの導入を行う場合は、プロポーザルの提出書類の一つとして、簡易評価のための PIA 調査シートの提出を求めます。
- ・ プロポーザルの応募要件に「簡易評価の結果が A、B、C のいずれかに当たるものに限る」と明記し、簡易評価の結果が D のサービスの応募は受け付けないものとします。
- ・ 業者選定を行う前に簡易評価を行うことで、粗悪なサービスが入ることを防ぎます。
- ・ サービス導入事業者決定後、実施手順書に則り、PIA を実施します。
- ・ パーソナルデータを取り扱うサービスの導入を予定している場合は、DX 推進課までお声がけください。

(2) PIA 実施対象サービスを既に導入している場合

- ・ PIA の実施対象となるサービスを既に導入している場合は、実施手順書に基づき、順次 PIA を実施します。
- ・ PIA を開始する時期等については、DX 推進課から別途ご相談します。

< 現在想定している実施対象サービス >

サービス名	担当課
のらぎあ	地域創生課
小児オンライン相談アプリ	DX 推進課、健康づくり推進課
母子モ	健康づくり推進課
Mell+	DX 推進課、保健福祉サービスセンター
健康観察アプリ	学校教育課

4 その他

- ・ PIA は、実施手順書に基づき実施しますが、実際のサービスを対象に統一的な基準で PIA を実施するのは全国で茅野市が初めてであり、手順書についてもこれが完成形ではありません。PIA を実施する中で、手順書の改定が必要となった場合には、随時改定していきます。
- ・ PIA の実施は国でも推奨していますが、必ず実施しなければならない取組ではなく、任意の取組です。
- ・ 茅野市は、DX の取組の透明性を確保するために、全国に先駆けて PIA を実施していきます。